

岩手県告示第 515 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営下門岡地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 6 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
北上市稲瀬町古河	4 番	畑	畑	1,765	150
〃	20 番	〃	〃	356	57
〃	21 番	〃	〃	1,521	200
〃	75 番	〃	〃	1,667	125
北上市稲瀬町押切	80 番	田	田	5,086	1,115
〃	98 番	畑	山林	261	22
〃	115 番	田	田	1,534	866
〃	143 番	〃	〃	1,251	571
北上市相去町上川原	200 番 8	畑	畑	495	97
奥州市江刺区稲瀬字水先	354 番	〃	〃	548	121
〃	386 番 1	田	田	796	91
〃	389 番 1	畑	〃	2,013	444
〃	393 番 1	〃	畑	2,861	383
〃	399 番 3	田	田	872	194
〃	424 番	畑	畑	1,358	107
〃	426 番	〃	〃	161	112
〃	904 番	〃	田	1,028	77
〃	908 番	田	〃	1,031	285
〃	910 番	〃	〃	628	253